

ふるさと納税で 別海町を応援してください！

「ふるさとを応援したい」「親しみを感じるまちを応援したい」という方が自治体に寄附をした場合に、個人住民税や所得税が一定限度まで控除される「ふるさと納税制度」が始まりました。

あなたの応援でまちを元気に！！

別海町を愛し、応援して、寄附していただいた方々の思いを形にし、個性豊かな活力あるふるさとづくりに役立てるため、次の8つの中から寄附者が選んだ分野に沿って、有効に活用します。

寄附金の使いみち

協働のまちづくりに関する事業

～町が推進する町民主体のまちづくりの実現に関する事業～

高齢者・障がい者の支援に関する事業

～誰もが安心して生き生きと暮らせるための事業～

新エネルギー・省エネルギーの整備に関する事業

～バイオマスタウン構想の推進や自然エネルギーなどの活用事業～

自然環境・地域景観の保全及び野生鳥獣の保護に関する事業

～野付半島をはじめとする豊かな自然とそこに生息する動植物の保護事業～

清らかな川づくりに関する事業

～摩周湖の伏流水を源とする西別川をはじめ、町を流れる清流の保全事業～

酪農・水産・商工観光等の振興発展に関する事業

～町の活力となる基幹産業、町の顔となる地元商工業や観光の振興発展事業～

スポーツの振興発展に関する事業

～子どもの少年団活動や健康づくりにかかせないスポーツの振興事業

生涯学習の推進、芸術文化の振興発展に関する事業

～お年寄りから子どもまで生涯学べる環境の整備、町の芸術文化の振興事業～

「別海町ふるさと応援制度」寄附の流れ

1 申込み

別海町へ寄附をいただく場合は、以下の2つの方法があります。

(1) インターネットからのお申込み

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」のお申込みフォームからお申込みください。

(2) JTBコールセンターからのお申込み

㈱JTB（町の委託業者）のコールセンター（0570-666-532）へご連絡ください。

2 払込み

払込みについては、以下の3つからお選びいただけます。

(1) クレジットカードによる払込み

(2) 払込取扱票によるゆうちょ銀行での払込み

(3) 現金書留による払込み



※申込み及び払込みについては、役場2階の総合政策課窓口での対応も可能です。

3 寄附金受領証明書等の送付

いずれの申込方法でも、寄附の入金が確認されましたら、寄附金受領証明書等の書類を送付いたします。

確定申告等に使用する書類となりますので、大切に保管してください。

4 返礼品の選択

(1) インターネットからお申込みいただく場合

「ふるさとチョイス」のお申込みフォームから返礼品をお選びください。

(2) インターネット以外からお申込みいただく場合

入金後、㈱JTBから返礼品リストが送付されますので、その中からお選びください。

《 寄附金の実績の公表について 》

いただいた寄附金を活用した事業の実施状況等は、ホームページで公表いたします。

また、寄附申込み時に氏名等の公表に承諾をいただいた場合は、広報誌・ホームページでご紹介いたします。

ご不明な点等がありましたら、お気軽にお問合せください。

【問合せ先】

〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町280番地

別海町役場 総務部 総合政策課 企画振興担当

TEL：0153-75-2111（内線2213・2214）

FAX：0153-75-0371

E-mail：sougouseisaku ※後ろに”@betsukai.jp”を付けてください。